

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 納税の猶予</p> <p>3 8 換価の猶予</p> <p>滞納者が納税について誠実な意思を有する場合において、事業の継続又は生活の維持を困難にする等の事由があるときは、地方団体の長は<u>職権又は滞納者の申請により換価の猶予</u>をすることができるものとされていること。</p> <p>なお、この場合においては、法に定める担保を徴しなければならないものであること。（法 1 5 の 5 ・ 1 5 の 6 ・ 1 6）</p> <p style="text-align: center;">第 1 0 節 還付</p> <p>4 4 還付加算金</p> <p>(1) 過誤納金を還付し、又は充当する場合に加算すべき還付加算金の計算に当たっては、過誤納金を過納金と誤納金とに区分するとともに、過納金については原則として過納に係る地方団体の徴収金の額が地方団体の更正、決定若しくは賦課決定によって確定したものであるか納税者の申告によって確定したものであるかによって区分し、それぞれその計算期間の始期を異ならせることとされているものであること。（イに該当する場合を除く。）</p> <p>なお、還付加算金の計算に当たっては次の諸点に留意すること。（法 1 7 の 4 、令 6 の 1 3 ③・ 6 の 1 5）</p> <p>ア 法第 1 7 条の 4 第 1 項第 1 号の更正により納付し、又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金に係る過納金とは、増額の更正により<u>納付し</u>、又は納入すべきことが確定した増加額について減額の更正があったことにより生じた過</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 納税の猶予</p> <p>3 8 換価の猶予</p> <p>滞納者が納税について誠実な意思を有する場合において、事業の継続又は生活の維持を困難にする等の事由があるときは、地方団体の長は_____換価の猶予をすることができるものとされていること。</p> <p>なお、この場合においては、法に定める担保を徴しなければならないものであること。（法 1 5 の 5 _____ ・ 1 6）</p> <p style="text-align: center;">第 1 0 節 還付</p> <p>4 4 還付加算金</p> <p>(1) 過誤納金を還付し、又は充当する場合に加算すべき還付加算金の計算に当たっては、過誤納金を過納金と誤納金とに区分するとともに、過納金については原則として過納に係る地方団体の徴収金の額が地方団体の更正、決定若しくは賦課決定によって確定したものであるか納税者の申告によって確定したものであるかによって区分し、それぞれその計算期間の始期を異ならせることとされているものであること。_____</p> <p>なお、還付加算金の計算に当たっては次の諸点に留意すること。（法 1 7 の 4 、令 6 の 1 3 ③・ 6 の 1 5）</p> <p>ア 法第 1 7 条の 4 第 1 項第 1 号の更正により納付し、又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金に係る過納金とは、増額の更正により<u>納付し</u>、又は納入すべきことが確定した増加額について減額の更正があったことにより生じた過</p>

第1 納税義務者

3 略

(1) 外国法人の事務所又は事業所は、法第23条第1項第18号に規定する恒久的施設とすること。

なお、租税に関する二重課税防止のための条約の恒久的施設に関する規定が道府県民税に適用される場合において、当該恒久的施設の範囲が法第23条第1項第18号の規定と異なるときは、当該条約において恒久的施設とされた場所をもつて外国法人に係る事務所又は事業所とすることとされているので留意すること。(法24③)

(2)～(4) 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

12の5 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 申告特例対象寄附者とは、地方団体に対する寄附金を支出する者のうち、次に掲げる事項に該当すると見込まれる者をいうこと。(法附則7①)

ア 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

イ 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税の所得割について、当該寄附金に係る寄附金税額控除額の控除を受ける目的以外に、地方税法第45条の2の規定による申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

(2) 申告特例の求めは、地方団体に対する寄附金を支出する際行うことができるものであること。(法附則7①)

(3) 申告特例申請書の提出を受ける地方団体は、当該申請書に記載された事項が

第1 納税義務者

3 略

(1) 外国法人の事務所又は事業所は、法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設とすること。

なお、租税に関する二重課税防止のための条約の恒久的施設に関する規定が道府県民税に適用される場合において、当該恒久的施設の範囲が法人税法第2条第12号の18の規定と異なるときは、当該条約において恒久的施設とされた場所をもつて外国法人に係る事務所又は事業所とすることとされているので留意すること。(法24③)

(2)～(4) 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

申告特例通知書により通知され課税資料となることに鑑み、適切に対応すること。（法附則 7 ①）

（4） 申告特例対象寄附者が同一年に同一の地方団体に対して複数回寄附金を支出する場合、これらの寄附金に係る寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出する毎に申告特例の求めを行う必要がある。この場合の申告特例の求めを行う地方団体の長の数は、同一年に同一の地方団体の長に対して行われた申告特例の求めについては、一であること。（法附則 7 ②）

（5） 申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って道府県において作成された申請書により提出するものであること。これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によるものであるから、道府県は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

また、当該申請書に基づき寄附金税額控除が適用されるものであることから、総務省令で定められた様式にあるとおり、当該申請書の提出に当たっては、納税義務者の記名及び押印が必要であり、当該申請書は書面（正本に限る。）によらなければならないものであること。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなすことができるものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければならないこと。（法附則 7 ③・④）

（6） 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年 1 月 10 日までは申告特例申請事項変更届出書が提出される可能性があるため、申告特例通

知書は申告特例対象年の翌年1月11日以降1月31日までに送付すること。

また、同一年に同一の申告特例対象者から複数の申告特例の求めを受けた地方団体の長は、これらの申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額については、一の通知においてその合計額を通知するものとする。 (法附則7⑤)

(7) 申告特例通知書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って道府県において作成されたものを書面により送付するものであること。 (法附則7⑤)

なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り申告特例通知書の送付を受ける市町村の負担を避けるため、全国的に統一した様式によるものとするものであるから、道府県は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

(8) 申告特例の求めを行った者が、申告特例対象年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税の所得割について申告書の提出 (当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。以下(8)から(13)までにおいて同じ。) をしたときは、当該申告書の記載内容及び提出時期にかかわらず、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び申告特例通知書の送付については全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。 (法附則7⑥)

(9) 申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が5を超えた場合は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付は、5を超えた部分に限らず全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。 (法附則7⑥)

(10) (8)又は(9)等の場合において、申告特例通知書の送付を受けていた市町村長は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付がなかったものとみなされた者

について、当該通知書の送付に基づく控除が適用されなくなるものであること及び当該申告特例通知書に係る寄附金についての控除の適用は寄附金控除に関する事項を記載した申告書の提出等によって受けることとなることに鑑み、当該納税義務者が改めて必要な手続を行う契機等となるよう、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付がなかったものとされた旨の通知その他必要な措置（寄附金控除を受けるための手続に関する解説等）を講ずるべきものであること。（法附則7⑥）

(11) 申告特例の求めを行った者が申告特例控除額の控除を受けていた場合については、地方税の税額を増加させる賦課決定であっても、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができるものであること。（法17の5③、法附則7の2③）

(12) 平成27年3月31日までの間に地方団体に対する寄附金を支出した者が、当該寄附金を含めて平成27年中に支出した地方団体に対する寄附金に係る寄附金控除の適用を受けようとする場合は、それらの寄附金全てについて寄附金控除に関する事項を記載した申告書の提出が必要となるものであること。

(13) 法附則第7条に規定する事務の遂行に当たっては、これらの事務が申告書の提出に代えて行われるものであることに鑑み、納税義務者の個人情報を厳格に管理すること。

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること

（1）ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際

し、次に掲げるような、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

・ 「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

① 換金性の高いプリペイドカード等

② 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）

(2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

(3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

(4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努め

ること。

(5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

(6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品（特産品）送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

13 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国について課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の控除限度額（当該年において同法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあっては、当該年の所得税法施行令第258条第4項第1号に規定する控除限度額）を超える額があるときは、当該国税の控除限度額に100分の12を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、47を参照すること。ただし、前年以前3年内の各年のうち翌年の1月1日に非居住者であるため所得割を課されない年に課された外国の所得税等の額は、繰り越して控除することができないことに留意すること。

なお、外国の所得税等の額のうち所得割の額を超えるため控除することができなかった額があるときは、所得税の場合と異なり、その控除することができなかった額を還付することなく、その額を3年度に限り繰越控除することとなるが、この場合において控除することができなかった額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものから成るときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除するものであること。（法37の2、令7の19）

13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2①～⑤）

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から平成31年までの

13 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国について課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の控除限度額

_____を
_____を超える額があるときは、当該国税の控除限度額に100分の12を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、47を参照すること。_____

なお、外国の所得税等の額のうち所得割の額を超えるため控除することができなかった額があるときは、所得税の場合と異なり、その控除することができなかった額を還付することなく、その額を3年度に限り繰越控除することとなるが、この場合において控除することができなかった額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものから成るときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除するものであること。（法37の2、令7の19）

13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2①～⑤）

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から平成29年までの

各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から平成31年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2)～(5) 略

第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の2)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第4項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 給与支払者が給与支払報告書の所定の欄に転記する16歳未満の扶養親族の

各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から平成29年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2)～(5) 略

第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の2)

(1)及び(2) 略

数については、国外扶養親族証明書類が給与支払者に対して提出されていない控除対象外国外扶養親族も含めて転記すること。

(6) 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8)～(10) 略

15の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。
(法45の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第3項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書類を公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する16歳未満の扶養親族の数については、国外扶養親族証明書類が公的年金等支払者に対して

(3) 略

(4) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族申告書_____は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(5)～(7) 略

15の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。
(法45の3の3)

(1)及び(2) 略

提出されていない控除対象外国扶養親族も含めて転記すること。

(6) 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類（規則第2条の2第5項第2号に掲げるものを除く。）は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 略

第3節 法人の道府県民税

43 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社（以下この節において「相互会社」という。）に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法23①ⅣのVホ・52①、令6の25）

(1)及び(2) 略

43の2 法第23条第1項第4号の5の資本金等の額とは、法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、会社法（平成17年法律第86号）に規定する剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失の填補に充てた場合などについては、この限りではないこと。また、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

また、法第23条第1項第4号の5イからニの規定により計算した金額が、当該算定期間終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額

(3) 略

(4) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書 _____ は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(5) 略

第3節 法人の道府県民税

43 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社（以下この節において「相互会社」という。）に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法23①ⅣのV・52①・④、令6の23の2）

(1)及び(2) 略

を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を均等割の税率適用区分の基準とすること。（法23①ⅣのⅤ、法52④・⑤・⑥）

43の3 法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額の算定に当たっては、同号イ(2)及び(3)に掲げる金額についてその内容を証する書類を添付した申告書を提出した場合に限り、同号イ(2)及び(3)に掲げる金額を減算することができるものであること。

43の4 平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告における均等割の算定に用いる資本金等の額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額とすること。（平成27年改正法附則6⑩）

44 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法_____第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑥・8の8_____）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額か

44 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑥・8の8、令附則5の2①）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額か

特別措置法_____第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の10①)

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等(外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。)を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第7項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法53④)

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令_____第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定

特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の10①)

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等(外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。)を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令_____第142条の3の地方法人税の控除限度額_____又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第6項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法53④)

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定

する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第66条の9の2第1項、第68条の90第1項若しくは第68条の93の2第1項の規定により特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定によって外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令9の7③）

(2) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結果、全額が法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額はないものであるから留意すること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業年度若しくは連結事業年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度（以下(2)において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）における控除限度額を超える外国税額のうち令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度又は連結事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7②）

する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第66条の9の2第1項、第68条の90第1項若しくは第68条の93の2第1項の規定により特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定によって外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令9の7③）

(2) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額

又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結果、全額が法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額はないものであるから留意すること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業年度若しくは連結事業年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度（以下(2)において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）における控除限度額を超える外国税額のうち令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度又は連結事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7②）

)

また、各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第8項に規定する額を当該事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令9の7⑧)

なお、次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

(3) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下(3)及び(5)において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人又は現物出資法人((5)において「被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度((5)において「前3年内事業年度等」という。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。(令9の7⑨～⑱)

ア及びイ 略

(4) 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割の額を超えるため控除することができなかった額(以下(4)及び(5)において「控除未済外国法人税等額」という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。

)

また、各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第7項に規定する額を当該事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令9の7⑦)

なお、次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

(3) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下(3)及び(5)において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人又は現物出資法人((5)において「被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度((5)において「前3年内事業年度等」という。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。(令9の7⑧～⑰)

ア及びイ 略

(4) 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割の額を超えるため控除することができなかった額(以下(4)及び(5)において「控除未済外国法人税等額」という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。

- (5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法42の10②・③・④・⑨・⑩・⑪）
- (6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の10⑤・⑫）
- (7) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法42の11②・③・④・⑨・⑩・⑪）
- (8) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の11⑤・⑫）
- (9) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12②・⑤・⑥、法附則8③）
- (10) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の2、法附則8⑤）
- (11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の4、法附則8⑦）

- る法人税額の特別控除額及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等の試験研究費に係るものを除く。）又は試験研究費の総額若しくは特別試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越控除額（中小企業者等の試験研究費に係るものを除く。）がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の4⑩、法附則8②）
- (6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法42の10②・③）
- (7) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の10⑤）
- (8) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法42の11②・③）
- (9) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の11⑤）
- (10) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12、法附則8⑤）
- (11) 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の2、法附則8⑦）
- (12) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の4、法附則8⑨）

(12) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5⑦・⑧・⑨・⑬・⑮、法附則8⑨）

50の2 50(4)及び(9)から(12)までにおける中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50(4)、(10)及び(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が50(9)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が50(12)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

50の3 法人税割の課税標準である個別帰属法人税額とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいうものであること。（法23①ⅣのⅡ）

(1) 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が0以上であるとき又は、個別帰属特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属法人税額が個別帰属特別控除取戻税額等以上であるとき 調整前個別帰属法人税額

(2)及び(3) 略

50の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額

(13) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5_____、法附則8⑩）

50の2 法人税割の課税標準である個別帰属法人税額とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいうものであること。（法23①ⅣのⅡ）

(1) 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が0以上であるとき又は、個別帰属特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属法人税額が個別帰属特別控除取戻税額等以上であるとき 調整前個別帰属法人税額

(2)及び(3) 略

50の3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。））、第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額

に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法_____第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法23④IVのIII_____）

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、_____特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（連結法人（その連結親法人が中小連結親法人に該当するものに限る。以下(4)において同じ。）の試験研究費に係るものを除く。）_____

_____（措置法68の9_____、法附則8②）

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の14②・③・④・⑩・⑪・⑫）

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の15②・③・④・⑨・⑩・⑪）

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の2②・⑤・⑥、法附則8④）

(8) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るもの

に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。））、第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法23④IVのIII、法附則8④）

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除若しくは特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（連結法人（その連結親法人が中小連結親法人に該当するものに限る。以下(4)において同じ。）の試験研究費に係るものを除く。）又は試験研究費の総額若しくは特別試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越控除（連結法人の試験研究費に係るものを除く。）（措置法68の9①～⑤・⑨、法附則8③）

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の14②・③_____）

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の15②・③_____）

(7) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るもの

を除く。) (措置法68の15の3、法附則8⑥)

(9) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に
係るものを除く。) (措置法68の15の5、法附則8⑧)

(10) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に
係るものを除く。) (措置法68の15の6⑦・⑧・⑨・⑭・⑯、法附則8⑩)

50の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に
係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。(法23①IVのIV _____
____、令6の23)

(1)~(6) 略

50の6 50の4(4)における中小連結親法人及び(7)から(10)までにおける中小
企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50の4(4)における中小連結親法人に該当する法人であるかどうか
は、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が50の4(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは
、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するも
のとする。

(3) 法人が50の4(8)及び(9)における中小企業者等に該当する法人であるか
どうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(4) 法人が50の4(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは
、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定
するものとする。

53 法人が連結納税の適用を受ける場合には、法人税法第81条の9第2項及び同
条第4項に定める場合を除くほか、当該法人の連結納税適用前に生じた欠損金額又
は災害損失欠損金額は連結所得の計算上損金の額に算入できないこととされている

を除く。) (措置法68の15の2、法附則8⑥)

(8) 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に
係るものを除く。) (措置法68の15の3、法附則8⑧)

(9) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に
係るものを除く。) (措置法68の15の5、法附則8⑩)

(10) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に
係るものを除く。) (措置法68の15の6 _____、法附則8⑫)

50の4 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に
係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。(法23①IVのIV、法附
則8④、令6の23)

(1)~(6) 略

53 法人が連結納税の適用を受ける場合には、法人税法第81条の9第2項及び同
条第4項に定める場合を除くほか、当該法人の連結納税適用前に生じた欠損金額又
は災害損失欠損金額は連結所得の計算上損金の額に算入できないこととされている

が、法人の道府県民税については、当該損金の額に算入できない欠損金額又は災害損失欠損金額を基に算定した控除対象個別帰属調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。(法53⑤)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人又は残余財産が確定した法人(以下53、53の2及び53の3において「被合併法人等」という。)について控除対象個別帰属調整額(当該適格合併等の日前10年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象個別帰属調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象個別帰属調整額は、合併法人又は残余財産が確定した法人の株主である法人(53の2及び53の3において「合併法人等」という。)の道府県民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法53⑦)

(3)～(5) 略

53の2 控除対象個別帰属税額(0(個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等)から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額で0を超えるものをいう。以下53の2において同じ。)が生じた場合においては、法人の道府県民税について、当該控除対象個別帰属税額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。(法53⑨)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象個別帰属税額(当該適格合併等の日前10年以内に開始した連結事業年度に係る当該控除対象個別帰属税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除し

が、法人の道府県民税については、当該損金の額に算入できない欠損金額又は災害損失欠損金額を基に算定した控除対象個別帰属調整額を9年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。(法53⑤)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人又は残余財産が確定した法人(以下53、53の2及び53の3において「被合併法人等」という。)について控除対象個別帰属調整額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象個別帰属調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象個別帰属調整額は、合併法人又は残余財産が確定した法人の株主である法人(53の2及び53の3において「合併法人等」という。)の道府県民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法53⑦)

(3)～(5) 略

53の2 控除対象個別帰属税額(0(個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等)から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額で0を超えるものをいう。以下53の2において同じ。)が生じた場合においては、法人の道府県民税について、当該控除対象個別帰属税額を9年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。(法53⑨)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象個別帰属税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度に係る当該控除対象個別帰属税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除し

た金額に限る。)があるときは、当該控除対象個別帰属税額は、合併法人等の道府県民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法53⑩)

(2)～(3) 略

53の3 法人税法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によって法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、法人の道府県民税については、これらの制度をとらず、控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしているのであるが、これは地方団体の財政規模が一般的に小さいために損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その地方団体の財政運営に支障をきたすものと考えられたことによるものであること。(法53⑫・⑬)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象還付法人税額(当該適格合併等の日前10年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)又は控除対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前10年以内に開始した連結事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の道府県民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法53⑬・⑭)

(2)及び(3) 略

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、

た金額に限る。)があるときは、当該控除対象個別帰属税額は、合併法人等の道府県民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法53⑩)

(2)～(3) 略

53の3 法人税法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によって法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、法人の道府県民税については、これらの制度をとらず、控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を9年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしているのであるが、これは地方団体の財政規模が一般的に小さいために損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その地方団体の財政運営に支障をきたすものと考えられたことによるものであること。(法53⑫・⑬)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象還付法人税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)又は控除対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の道府県民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。(法53⑬・⑭)

(2)及び(3) 略

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、

第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであること。（法53⑤・⑨・⑫・⑮____、令8の13・8の17・8の20・8の23_____）

第5節 特定配当等に係る道府県民税

73 配当割の徴収については、特別徴収の方法によることとし、道府県は、特定配当等の支払いを受けるべき日現在において当該道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払いをする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額である場合において、その支払いを取り扱う者があるときは、その者。以下この項において同じ。）を、当該道府県の条例により包括的に指定するものであること。（法71の30・71の31①）この場合において、特別徴収義務者は特定配当等の支払いをする者である法人であって、個々の支店、支社、営業所等ではないこと。

76 配当割に係る納入申告書、納入済通知書、納入書及び領収証書（以下本項において「納入申告書等」という。）並びに特別徴収税額計算書は、規則において別々に定められているものを別添1のとおり合体して用いること。この場合において、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 特別徴収義務者は、金融商品の種類ごとに納入申告書等及び特別徴収税額計算書を作成する。

第3章 事業税

第2節 法人事業税

第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであること。（法53⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8②、令8の13・8の17・8の20・8の23、令附則5の2③）

第5節 特定配当等に係る道府県民税

73 配当割の徴収については、特別徴収の方法によることとし、道府県は、特定配当等の支払いを受けるべき日現在において当該道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払いをする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額である場合にあつては、その支払いを取り扱う者_____。以下この項において同じ。）を、当該道府県の条例により包括的に指定するものであること。（法71の30・71の31①）この場合において、特別徴収義務者は特定配当等の支払いをする者である法人であって、個々の支店、支社、営業所等ではないこと。

76 配当割に係る納入申告書、納入済通知書、納入書及び領収証書（以下本項において「納入申告書等」という。）並びに特別徴収税額計算書は、規則において別々に定められているものを別添1のとおり合体して用いること。この場合において、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

第3章 事業税

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

4の2の17 法附則第9条第13項から第15項までに規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。ただし、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、単体法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の合算額のいずれかの場合に要件を満たしていれば足りるものであること。

なお、従業者数按分により非課税事業及び収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業」という。）に係る雇用者給与等支給額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令附則6の2④）

4の5の1 各事業年度の単年度損益の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる法人の区分に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 外国法人 法人税の課税標準である恒久的施設帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設帰属所得に係る所得の金額又は欠損金額及び法人税の課税標準である恒久的施設非帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設非帰属所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額とする。

4の6の1 法第72条の12第1号ロの各事業年度の資本金等の額とは、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、会社法に規定する剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失の填補に充てた場合などについてはこの限りではないこと。

第4 課税標準の算定

4の5の1 各事業年度の単年度損益の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる法人の区分に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 外国法人 法人税の課税標準である恒久的施設帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設帰属所得に係る所得の金額又は損金の額及び法人税の課税標準である恒久的施設非帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設非帰属所得に係る所得の金額又は損金の額の合算額とする。

4の6の1 法第72条の12第1号ロの各事業年度の資本金等の額とは、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、会社法に規定する剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失のてん補に充てた場合などについてはこの限りではないこと。また、会社法に規定す

また、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

また、法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を資本割の課税標準とすること。（法72の21①・②）

4の6の2 法第72条の21第1項に規定する資本割の課税標準の算定に当たっては、同項第2号及び第3号に掲げる金額についてその内容を証する書類を添付した申告書を提出した場合に限り、法第72条の21第1項第2号及び第3号に掲げる金額と各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額について_____減算することができるものであること。

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

- (1) 略
- (2) 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定（法72の21⑥、令20の2の19・20の2の20）
- (3)及び(4) 略
- (5) 4の6の2(1)から(4)までの計算の結果が1千億円を超えている場合における資本金等の額の算定（法72の21⑦・⑧）

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行う

る剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失のてん補に充てた場合などについてはこの限りではないこと。また、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。（法72の21①）

4の6の2 法第72条の21第1項に規定する資本割の課税標準の算定に当たっては、同項各号_____に掲げる金額についてその内容を証する書類を添付した申告書を提出した場合に限り、法第72条の21第1項各号_____に掲げる金額と各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額について加算又は減算することができるものであること。

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

- (1) 略
- (2) 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定（法72の21⑤、令20の2の19・20の2の20）
- (3)及び(4) 略
- (5) 4の6の2(1)から(4)までの計算の結果が1千億円を超えている場合における資本金等の額の算定（法72の21⑥・⑦）

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行う

こと。

(1)及び(2) 略

(3) 4の6の4(1)及び(2)の計算の結果が1千億円を超えている場合における
資本金等の額の算定(法72の21⑦・⑧)

4の6の5 法第72条の21第4項第1号に規定する総資産の帳簿価額(以下4の
6の5から4の6の7まで及び4の6の9において「総資産の帳簿価額」という。

)の計算については、次によること。(法72の21⑥I)

(1)～(6) 略

4の6の6 法人が税効果会計を適用している場合において、貸借対照表に計上され
ている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額は、総資産の帳簿価
額に含めるものとする。こと。(法72の21⑥I)

4の6の7 法人が税効果会計を適用している場合には、総資産の帳簿価額から控除
する剰余金の処分により積み立てている圧縮積立金又は特別償却準備金の金額は、
貸借対照表に計上されている圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定の金額とこれ
らの勘定に係る繰延税金負債の額との合計額となること。

なお、当該繰延税金負債が繰延税金資産と相殺されて貸借対照表に計上されてい
ている場合には、その相殺後の残額となることに留意すること。この場合、その相
殺については、圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定に係る繰延税金負債の額が
繰延税金資産の額とまず相殺されたものとして取り扱うこと。(法72の21⑥I
)

4の6の8 法第72条の21第6項第2号に規定する帳簿価格は税務上の帳簿価格
によること。また、同号に規定する特定子会社の判定に当たっては、次の諸点に留
意すること。(法72の21⑥II)

(1)及び(2) 略

(3) 法第72条の21第6項第2号に規定する他の法人が有する自己の株式又は
出資の数は、当該他の法人の発行済株式又は出資の総数だけでなく、同号の当該

こと。

(1)及び(2) 略

(3) 4の6の4(1)及び(2)の計算の結果が1千億円を超えている場合における
資本金等の額の算定(法72の21⑥・⑦)

4の6の5 法第72条の21第3項第1号に規定する総資産の帳簿価額(以下4の
6の5から4の6の7まで及び4の6の9において「総資産の帳簿価額」という。

)の計算については、次によること。(法72の21⑤I)

(1)～(6) 略

4の6の6 法人が税効果会計を適用している場合において、貸借対照表に計上され
ている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額は、総資産の帳簿価
額に含めるものとする。こと。(法72の21⑤I)

4の6の7 法人が税効果会計を適用している場合には、総資産の帳簿価額から控除
する剰余金の処分により積み立てている圧縮積立金又は特別償却準備金の金額は、
貸借対照表に計上されている圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定の金額とこれ
らの勘定に係る繰延税金負債の額との合計額となること。

なお、当該繰延税金負債が繰延税金資産と相殺されて貸借対照表に計上されてい
ている場合には、その相殺後の残額となることに留意すること。この場合、その相
殺については、圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定に係る繰延税金負債の額が
繰延税金資産の額とまず相殺されたものとして取り扱うこと。(法72の21⑤I
)

4の6の8 法第72条の21第5項第2号に規定する帳簿価格は税務上の帳簿価格
によること。また、同号に規定する特定子会社の判定に当たっては、次の諸点に留
意すること。(法72の21⑤II)

(1)及び(2) 略

(3) 法第72条の21第5項第2号に規定する他の法人が有する自己の株式又は
出資の数は、当該他の法人の発行済株式又は出資の総数だけでなく、同号の当該

内国法人が直接又は間接に保有する株式又は出資の数にも含まれないものであること。

4の6の10 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業

_____とを併せて行う法人の資本金等の額のおん分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の23）

(1)～(5) 略

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前10年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23①・③、令20の3・21）

(1)～(3) 略

(4) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額の取扱いについても、4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。（法72の23①・③、令20の3・21②）

ア 被合併法人等の繰越欠損金額等の引継ぎ

内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は法人税法第2条第12号の7の6（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下4の7の4(4)アにおいて「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前10年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額（以下4の7の4

内国法人が直接又は間接に保有する株式又は出資の数にも含まれないものであること。

4の6の10 非課税事業又は収入金額課税事業とこれらの事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業」という。）と併せて行う法人の資本金等の額のおん分の基準となる従業者数に

ついては、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の23）

(1)～(5) 略

4の7の4 法人の前9年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前9年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23①・③、令20の3・21）

(1)～(3) 略

(4) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額の取扱いについても、4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。（法72の23①・③、令20の3・21②）

ア 被合併法人等の繰越欠損金額等の引継ぎ

内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は法人税法第2条第12号の7の6（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下4の7の4(4)アにおいて「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額（以下4の7の4

(4)ア及びイ(ア)において「未処理欠損金額等」という。)があるときは、その未処理欠損金額等は、当該内国法人の合併等事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額等の生じた被合併法人等の事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額とみなすものであること。(法人税法57②参照)

イ 略

4の7の5 法第72条の23第1項ただし書及び第2項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)の所得の算定については、次の諸点に留意すること。(法72の23①・②)

(1)～(15) 略

(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)の規定によって特定医療費を支給することとされる指定特定医療とは、同法第5条の規定に基づき特定医療費を支給することとされる支給認定に係る指定難病の患者が指定医療機関から受けた指定特定医療をいい、児童福祉法の規定によって小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる指定小児慢性特定疾病医療支援とは、同法第19条の2の規定に基づき小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療機関から受けた指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。この場合において、当該指定特定医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額とは、特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費として都道府県等が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定特定医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として難病の患者に対する医療等に関する法律又は児童福祉法の規定により定める金額のうち、指定難病の患者等又は当該小児慢性特定疾病児童等の保護者が負担する額を加えた金額が課税標準上の特例の適用を受けるものであること。

4の9の2 電気供給業の課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法に

(4)ア及びイ(ア)において「未処理欠損金額等」という。)があるときは、その未処理欠損金額等は、当該内国法人の合併等事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額等の生じた被合併法人等の事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額とみなすものであること。(法人税法57②参照)

イ 略

4の7の5 法第72条の23第1項ただし書及び第2項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)の所得の算定については、次の諸点に留意すること。(法72の23①・②)

(1)～(15) 略

(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第 号)の規定によって特定医療費を支給することとされる指定特定医療とは、同法第5条の規定に基づき特定医療費を支給することとされる支給認定に係る指定難病の患者が指定医療機関から受けた指定特定医療をいい、児童福祉法の規定によって小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる指定小児慢性特定疾病医療支援とは、同法第19条の2の規定に基づき小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療機関から受けた指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。この場合において、当該指定特定医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額とは、特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費として都道府県等が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定特定医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として難病の患者に対する医療等に関する法律又は児童福祉法の規定により定める金額のうち、指定難病の患者等又は当該小児慢性特定疾病児童等の保護者が負担する額を加えた金額が課税標準上の特例の適用を受けるものであること。

4の9の2 電気供給業の課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法に

より計算した収入)とし、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入(新エネルギー等電気相当量(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量をいう。4の9の6において同じ。)に係るものを含む。)、遅取加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含むものとする。

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の2 略

(1)~(3) 略

(4) 繰越控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28及び第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであるが、外形対象法人については、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、繰越控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。

また、事業税額からの税額控除としては_____、

まず仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法72の24の11⑤)

5の3 道府県は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始す

より計算した収入)とし、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入(新エネルギー等電気相当量(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量をいう。4の9の6において同じ。)に係るものを含む。)、遅取加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含むものとする。

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の2 略

(1)~(3) 略

(4) 繰越控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28及び第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであるが、外形対象法人については、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、繰越控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。

また、事業税額からの税額控除としては、仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う事業税額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、

まず仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法72の24の11⑤)

る事業年度及び平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度において、付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額が税率改正前の税率を用いて計算した付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額に相当する額を超える場合は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項まで又は第9条第2項から第5項までの規定による控除（以下5の3において「平成27年改正法附則第8条又は第9条の規定による控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 平成27年改正法附則第8条又は第9条の規定による控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28及び第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、当該控除を付加価値割、資本割から行う場合には、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。

また、事業税額からの控除としては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除、租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除及び平成27年改正法附則第8条又は第9条の規定による控除があるが、まず平成27年改正法附則第8条又は第9条の規定による控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、その次に既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（平成27年改正法附則8⑥、9⑥）

(2) 控除額の計算に当たっては、事務所又は事業所の存する都道府県において、標準税率以外の税率で付加価値割、資本割及び所得割を課する場合には、当該税率によること。

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑦・

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑦・

⑧)

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法_____第68条の10第5項、第68条の11第12項、第68条の13第4項、第68条の14第5項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令24の6)

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法_____第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額)を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令24の7)

第4章 地方消費税

第1 納税義務者等

1 譲渡割の納税義務者は、課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。))並びに同法その他の法律又

⑧)

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第12項、第68条の13第4項、第68条の14第5項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令24の6)

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額)を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令24の7)

第4章 地方消費税

第1 納税義務者等

1 譲渡割の納税義務者は、消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等(同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。))に係る

は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。)を行った事業者であり、消費税法第5条第1項に規定する消費税の納税義務者の範囲と一致するものであること。(法72の78①)

2 貨物割の納税義務者は、課税貨物(消費税法第2条第1項第11号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。))を保税地域から引き取る者であり、消費税法第5条第2項に規定する消費税の納税義務者の範囲と一致するものであること。(法72の78①)

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) なお、平成26年12月から平成27年2月までの徴収取扱費算定期間においては、「17分の10」とあるのを「12分の10」として9(1)及び(2)の算定方法を適用し、平成27年3月

から5月までの徴収取扱費算定期間においては、3月分については「17分の10」とあるのを「12分の10」として9(1)及び(2)の算定方法、4月から5月分については「17分の10」のまま9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法により算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)附則3、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第316号)附則3)

第6 地方消費税の清算

消費税法第5条第1項に規定する消費税の納税義務者の範囲と一致するものであること。(法72の78①)

2 貨物割の納税義務者は、消費税法第2条第1項第11号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)に係る消費税の納税義務者の範囲と一致するものであること。(法72の78①)

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) なお、9(1)及び(2)による徴収取扱費の算定については、平成26年3月から5月までの徴収取扱費算定期間から適用されることとなるほか、「17分の10」とあるのは「12分の10」となることに留意すること。また、平成26年3月から5月までの徴収取扱費算定期間においては、3月分については改正前

の算定方法、4月から5月分については9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法により算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)附則3)

第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 消費に相当する額については、これまで、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額、小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額（以下「総額の合算額」という。）の合算額の6分の1に相当する額を人口で按分して得られる額並びに総額の合算額の6分の1に相当する額を従業者数で按分して得られる額とを合計して得た額を用いてきた。平成27年4月以後に行われる清算については、経済センサス活動調査の結果を用いてサービス業対個人事業収入額を定めることとするとともに、人口、従業者数で按分する総額の合算額の割合をそれぞれ15分の3、15分の2として消費に相当する額を算定することとなることに留意すること。（令35の20②、則7の2の10）

第7 地方消費税の市町村に対する交付

11 地方消費税の市町村に対する交付については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

第8 地方消費税の用途

12 地方消費税の用途については、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

第5章 不動産取得税

第2 課税標準

7 一定の要件を満たす住宅の建築（新築建売住宅の購入を含む。8及び22(6)において同じ。）をした場合には、価格から一戸につき1,200万円を控除するも

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 平成26年度において、10(1)中「17分の10」とあるのは「12分の10」と、10(2)中「17分の7」とあるのは「12分の2」となることに留意すること。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）附則7）

第7 地方消費税の市町村に対する交付

11 地方消費税の市町村に対する交付については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 平成26年度において、11(1)中「17分の10」とあるのは「12分の10」と、11(2)中「17分の7」とあるのは「12分の2」となることに留意すること。（地方税法等改正法附則7）

第8 地方消費税の用途

12 地方消費税の用途については、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 平成26年度において、12(1)中「17分の7」とあるのは、「12分の2」となることに留意すること。（地方税法等改正法附則7）

第5章 不動産取得税

第2 課税標準

7 一定の要件を満たす住宅の建築（新築建売住宅の購入を含む。8及び22(5)において同じ。）をした場合には、価格から一戸につき1,200万円を控除するも

のとされているが、一定の要件を満たす住宅の建築であるかどうかは、当該建築が住宅と一構となるべき住宅の新築である場合にあっては一構をなすこれらの住宅により、当該建築が住宅の増築又は改築である場合にあっては当該増築又は改築がされた後の住宅により判断するものであること。この場合、「一構となるべき住宅」とは、母屋と附属家屋との関係にあるもので、その建築の順序を問わず、不動産登記法上一个の建物（2（2）中かっこ書参照）とみられるべきものをいうものであること。（法73の14①、令37の16・37の17）

16 法附則第11条第13項及び第11条の4第3項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅」については、契約方式が賃貸借契約であるものに限るものであること。（法附則11⑬、法附則11の4③）

17 略

18 免税点の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法73の15の2）

（1）及び（2） 略

（3） 家屋を取得した場合、一戸について免税点を適用するものとされているが、主体構造部の取得者と附帯設備の取得者とが異なるため、法第73条の2第6項後段の規定の適用を受ける場合には、それぞれの取得ごとに免税点を適用するよう取り扱うこと。

19～21 略

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。（法73の24、法附則10の2②、令附則6の17②）

（1）～（4） 略

（5） 土地を取得してから、当該土地を駐車場など住宅以外のものの用に一度供した後に、特例適用住宅が新築された場合、令附則第6条の17第2項に規定するやむを得ない事情があるとはいえないものであること。

（6） 次に掲げる場合にあっては、法第73条の24第1項の規定に基づく減額の

のとされているが、一定の要件を満たす住宅の建築であるかどうかは、当該建築が住宅と一構となるべき住宅の新築である場合にあっては一構をなすこれらの住宅により、当該建築が住宅の増築又は改築である場合にあっては当該増築又は改築がされた後の住宅により判断するものであること。この場合、「一構となるべき住宅」とは、母屋と附属家屋との関係にあるもので、その建築の順序を問わず、不動産登記法上一个の建物（2（2）中かっこ書参照）とみられるべきものをいうものであること。（法73の14①、令37の16・37の17）

16 略

17 免税点の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法73の15の2）

（1）及び（2） 略

（3） 家屋を取得した場合、一戸について免税点を適用するものとされているが、主体構造部の取得者と附帯設備の取得者とが異なるため、法第73条の2第7項後段の規定の適用を受ける場合には、それぞれの取得ごとに免税点を適用するよう取り扱うこと。

18～20 略

21 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。（法73の24、法附則10の2②、令附則6の17④）

（1）～（4） 略

（5） 土地を取得してから、当該土地を駐車場など住宅以外のものの用に一度供した後に、特例適用住宅が新築された場合、令附則第6条の17第4項に規定するやむを得ない事情があるとはいえないものであること。

（6） 次に掲げる場合にあっては、法第73条の24第1項の規定に基づく減額の

取扱いを受けられなくなる場合があり、この場合においては不足税額を直ちに追徴しなければならないものであること。(令39の3)

ア及びイ 略

(7) 略

23 法第73条の7第8号及び第73条の27の4第1項に規定する「譲渡担保財産」については、法第14条の18第1項に規定する譲渡担保財産の意義と同一であること。(法73の7Ⅷ・73の27の4①)

24～28 略

29 法附則第11条の4第4項の規定の適用にあたっては、次の諸点について留意すること。(法附則11の4④、令附則9の3)

(1) この規定の適用を受けようとする宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者((2)において「宅地建物取引業者」という。)が、法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅(ア及び(2)において「改修工事対象住宅」という。)を取得した日から2年以内に、次に掲げる全てを完了させること。

ア 当該改修工事対象住宅について法附則第11条の4第4項に規定する安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものを行うこと。

イ 法附則第11条の4第4項に規定する住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡すること。

ウ 当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること。

(2) 宅地建物取引業者が取得する改修工事対象住宅については、その取得の時点において新築された日から10年以上経過していること。

第4 宅地評価土地の取得に対する特例

30 平成27年度の固定資産税の評価替えに関連し、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、

取扱いを受けられなくなる場合があり、この場合においては不足税額を直ちに追徴しなければならないものであること。(令39の3の2)

ア及びイ 略

(7) 略

22 法第73条の7第8号及び第73条の27の3第1項に規定する「譲渡担保財産」については、法第14条の18第1項に規定する譲渡担保財産の意義と同一であること。(法73の7Ⅷ・73の27の3①)

23～27 略

第4 宅地評価土地の取得に対する特例

28 平成24年度の固定資産税の評価替えに関連し、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、

当該取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額としているが、宅地評価土地とは、地目が宅地であるもの及び地目が宅地以外となっている土地でその価格がその土地と状況が類似する宅地に比準して求められるものをいうものであり、固定資産税にいう宅地評価土地の意義と同一であること。（法附則11の5）

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税客体等

10 みなす課税

(1)及び(2) 略

(3) 免税軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に届出をしなければならないものであること。ただし、法附則第12条の2の7第5項の規定の適用がある譲渡をしようとする場合においては、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に対する届出及び道府県知事の承認は要しないものであること。（法144の3③、法附則12の2の7⑤、令43の4）

なお、何人も当該道府県知事の承認のなかった軽油を譲り受けてはならないもの（法附則第12条の2の7第5項の規定の適用がある譲渡を除く。）とされており、承認なくして免税軽油の譲渡を行った者及びその者から軽油を譲り受けた者については罰則の適用があるものであること。（法144の3④・144の26）

第2 課税標準等

12 課税免除

(1) 略

(2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び平成30年3月31日までに行わ

当該取得が平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額としているが、宅地評価土地とは、地目が宅地であるもの及び地目が宅地以外となっている土地でその価格がその土地と状況が類似する宅地に比準して求められるものをいうものであり、固定資産税にいう宅地評価土地の意義と同一であること。（法附則11の5）

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税客体等

10 みなす課税

(1)及び(2) 略

(3) 免税軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に届出をしなければならないものであること。_____

_____（法144の3③_____、令43の4）

なお、何人も当該道府県知事の承認のなかった軽油を譲り受けてはならないもの_____とされており、承認なくして免税軽油の譲渡を行った者及びその者から軽油を譲り受けた者については罰則の適用があるものであること。（法144の3④・144の26）

第2 課税標準等

12 課税免除

(1) 略

(2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び平成27年3月31日までに行わ

れる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、別途「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日総税都第20号）により了知されたいこと。（法144の6、附則12の2の7、令43の6、令附則10の2の2）

第4 免税の手続

20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の27・144の28）

(1)～(10) 略

(11) 法附則第12条の2の7第5項の規定の適用がある場合においては、譲渡を行った日及びその数量並びに譲渡先の名称を記載した報告書を提出するものであること。この場合において、報告書に添付することとされている譲渡を行った数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類とは、受領書その他これに類する書面の写し等をいうものであること。（法附則12の2の7⑥、則附則4の7⑫）

第3節 犯則取締り等

33 その他

合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は契約者が行う軽油の引取りについては、特定の場合において免税の措置がとられているものであること。（地方税法の一部を改正する法律（昭和31年法律第81号）附則18）

なお、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第3条の規定は、日

れる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、別途「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日総税都第20号）により了知されたいこと。（法144の6、附則12の2の7、令43の6、令附則10の2の2）

第4 免税の手続

20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の27・144の28）

(1)～(10) 略

第3節 犯則取締り等

33 その他

合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は契約者が行う軽油の引取りについては、特定の場合において免税の措置がとられているものであること。（地方税法の一部を改正する法律（昭和31年法律第81号）附則18）

なお、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第3条の規定は、日

本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第188号）第3条の規定によって国際連合の軍隊等に対して準用されるから注意されたいこと。免税の手続等については、アメリカ合衆国軍隊等が行う免税軽油の引取りの手続に関する省令（昭和31年総理府令第47号）、また「日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第3条の規定に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の実施についての通達」（昭和27年地財委税第586号）及び「アメリカ合衆国軍隊等が特約業者又は元売業者以外の者から引取りを行う一定の軽油に係る軽油引取税の取扱いについて」（平成26年3月28日総稅都第11号）によって了知されたいこと。

第16章 狩猟税

- 1 法第700条の51に規定する「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政」とは、必ずしも鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。平成27年5月28日までは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。））に基づいて道府県が行う行政に限られるものではなく、道府県が行う鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の一切をいうものであること。（法700の51）
- 2 法第700条の52第1項第2号又は第4号の規定は、納税義務者の担税力等を考慮してその負担の軽減を図る趣旨によるものであることにかんがみ、狩猟者の登録を受ける者が当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合には、当該者が、農業、水産業又は林業以外の事業に従事する者であっても、これらの号の税率を適用することが適当であること。（法700の52①Ⅱ・Ⅳ）
- 3 控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者で「農業、水産業又は林業に従事している者」とは、年を通じて継続的に又は断続的にこれらの事業に従事する者をいい、例えば、農業を営む者の扶養親族が夏期休暇中にたまたま農作業を行う場合等はこれに含まれないものであること。

本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第188号）第3条の規定によって国際連合の軍隊等に対して準用されるから注意されたいこと。免税の手続等については、アメリカ合衆国軍隊等が行う免税軽油の引取りの手続に関する省令（昭和31年総理府令第47号）、また「日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第3条の規定に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の実施についての通達」（昭和27年地財委税第586号）

_____によって了知されたいこと。

第16章 狩猟税

- 1 法第700条の51に規定する「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政」とは、必ずしも鳥獣の保護及び _____ 狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号 _____）に基づいて道府県が行う行政に限られるものではなく、道府県が行う鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の一切をいうものであること。 _____
- 2 法第700条の52第1項第2号又は第4号の規定は、納税義務者の担税力等を考慮してその負担の軽減を図る趣旨によるものであることにかんがみ、狩猟者の登録を受ける者が当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合には、当該者が、農業、水産業又は林業以外の事業に従事する者であっても、これらの号の税率を適用することが適当であること。

- 3 控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者で「農業、水産業又は林業に従事している者」とは、年を通じて継続的に又は断続的にこれらの事業に従事する者をいい、例えば、農業を営む者の扶養親族が夏期休暇中にたまたま農作業を行う場合等はこれに含まれないものであること。

なお、「従事している者」であるかどうかの具体的判定に当たっては、特段の事情のない限り、狩猟者の登録申請書に記載された職業によることとして差し支えないものであること。(法700の52①Ⅱ・Ⅳ)

4 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の軽減については、次の諸点に留意するものであること。(法700の52②)

(1)及び(2) 略

5 特例措置の対象となる次に掲げる狩猟者の登録は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。平成27年5月28日までは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則）の狩猟者登録の区分に対応するものであることに留意すること。

(1) 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われる対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録（法附則32①）

(2) 平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われる認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録（法附則32②）

(3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った者が受ける狩猟者の登録（法附則32の2①）

(4) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法に規定する従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する法人の監督の下に、許可捕獲等に従事する者をいう。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録（法附則32の2②）

6 5(3)・(4)の要件である鳥獣保護管理法第9条第1項の許可（同項を鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合における市町村長の許可を含む。）については、鳥獣の管理（平成27年5月28日までは鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止又は鳥獣保護法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の

なお、「従事している者」であるかどうかの具体的判定に当たっては、特段の事情のない限り、狩猟者の登録申請書に記載された職業によることとして差し支えないものであること。_____

4 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の軽減については、次の諸点に留意するものであること。_____

(1)及び(2) 略

数の調整)を目的とするものであること。

7 法附則第32条の2第1項ただし書に規定される場合とは、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に許可捕獲等を行っており、直前の狩猟期間における狩猟者の登録として当該許可捕獲等を要件とする5(3)又は(4)の狩猟者登録の申請書を提出して、既にこの特例措置の適用を受けた場合をいう。この場合における軽減税率の適用については、「狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間」ではなく、「直前の狩猟期間における5(3)又は(4)の狩猟者登録の申請書を提出した日のいずれか遅い日から今回の狩猟者登録の申請書を提出する日の前日までの間」となることに留意すること。また、5(4)の対象からは、5(2)の適用を受ける者は除かれることに留意すること。